

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和元年8月30日 午前9時30分  
場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

## 会議に付した議題

- 議第 1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 4号 三条市環境審議会委員の推薦について
- 議第 5号 三条市特別職報酬等審議会委員の推薦について

## 報告事項

- 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第 3号 作付変更届について
- 報第 4号 農地法第3条の3第1項の届出について

## 農業委員出席委員 18名

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 野崎文夫委員  | 2番 阿部眞佐雄委員 |
| 3番 小川弘樹委員  | 4番 渡邊勝夫委員  |
| 6番 三師満夫委員  | 7番 五十嵐秀一委員 |
| 8番 小林茂宏委員  | 9番 坂井浩行委員  |
| 10番 原田勝委員  | 11番 渡邊一英委員 |
| 12番 廣川哲也委員 | 13番 清野秀作委員 |
| 14番 佐藤秀樹委員 | 15番 佐藤一富委員 |
| 16番 藤田吉則委員 | 17番 熊倉睦委員  |
| 18番 田邊稔委員  | 19番 佐藤裕雄委員 |

## 農業委員欠席委員 1名

- 5番 田邊敦子委員

## 推進委員出席委員 18名

- |         |        |
|---------|--------|
| 飯塚栄三千委員 | 稲田守委員  |
| 井上利弥委員  | 内山清委員  |
| 内山敏雄委員  | 大桃伸之委員 |

刈屋一夫	委員	蒲澤利嗣	委員
蒲澤正	委員	北澤正之	委員
栗原一郎	委員	捧幸伸	委員
長谷川淨二	委員	原田孝一	委員
松岡博一	委員	吉田精一	委員
吉田昇	委員	渡邊正	委員

推進委員欠席委員 0名

職務のため出席した事務局職員

事務局長	清水学
経営基盤係係長	早川実
経営基盤係主任	長谷川義隆
臨時職員	渡辺真那

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

最初に出席状況をお知らせいたします。農業委員定員19名のところ、現在員19名、出席18名、欠席1名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては定めにより私から指名をいたします。

8番、小林茂宏委員、12番、廣川哲也委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、さっそく議事に入りたいと思います。

議第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

2ページをご覧ください。

今月の申請は6件で、合計面積3万6,784㎡であります。

1ページにお戻りを願います。

19番は、長嶺地内の農地1筆357㎡を、譲り受け人が、経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。

価格は、10a当り〇〇〇円であります。

20番は、長嶺地内の農地1筆358㎡を、譲り受け人が、経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。

価格は、10a当り〇〇〇円であります。

21番は、吉田地内の農地1筆247㎡を、譲り受け人が、経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。

価格は、10a当り約〇〇〇円であります。

22番は、飯田地内の農地1筆338㎡を、譲り受け人が、経営規模の拡大を図るため、贈与により取得するものであります。

23番は、帯織地内外の農地計12筆2万5,031㎡を、譲り渡し人が、経営の若返りで設定をした使用貸借契約期間が満了するため、再設定するものであります。

2ページをお願いいたします。

24番は、濁沢地内の農地11筆1万0,453㎡を、譲り渡し人が、経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告願います。

第3調査部会長は、佐藤代理の隣に着席願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

それでは、第3調査部会の調査結果について報告いたします。

第3調査部会では、8月26日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長・佐藤会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定をへて、午前10時12分閉会いたしました。

ただいま意見が求められております、議第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの3件、贈与によるもの1件、使用貸借によるもの2件、合計件数6件、面積3万6,784㎡で書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲り受け人の経営面積や、機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。ご発言のある方は、ご発言をお願いします。

なお、委員の質問や発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

議長（野崎会長）

しばらくにして、ご発言がないようですのでお諮りをいたします。

議第1号につきましては、ただ今調査部会長の調査結果報告のとおり決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

3ページをご覧ください。

今月の申請は、1件で面積139㎡であります。

5番は、平成31年1月の総会におきまして、農振農用地区域からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件であります。

島川原地内の農地2筆139㎡を、南側既存宅地401.12㎡と一体利用し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。

場所につきましては、白山橋東側750m付近で、10ヘクタール以上の集団の農地であることから、農用地区分は、第1種農地と判断されます。

なお、転用目的が、既存施設の拡張で、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない転用であることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に、調査部会の調査結果を報告願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第2号『農地法第4条第1項による規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数1件、面積139㎡で書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

なお、新潟県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。ご発言のある方は、ご発言を願います。

議長（野崎会長）

しばらくにしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。

議第2号につきましては、ただ今調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

6ページをご覧ください。

今月の申請は9件で、合計面積1万4,858.45㎡であります。

4 ページにお戻りをお願いいたします。

5 4 番は、興野一丁目地内の農地 2 筆 5 0 6 m<sup>2</sup>を、売買により取得し、南側既存雑種地 4 9 6 m<sup>2</sup>と一体利用し、駐車場 3 5 台の用地として利用したいものでございます。

土地の売買価格は 1 m<sup>2</sup>当たり約〇〇〇円であります。

場所につきましては、一ノ木戸小学校南側 5 0 m 付近で、都市計画用途地域の近隣商業地域内の農地であることから、農用地区分は第 3 種農地と判断されます。

5 5 番は、西裏館三丁目地内の農地 3 筆 2, 9 8 8 m<sup>2</sup>を、売買により取得し、特別養護老人ホーム 1 棟、通路及び駐車場 3 4 台の用地として利用したいものでございます。

土地の売買価格は 1 m<sup>2</sup>当たり約〇〇〇円であります。

場所につきましては、裏館小学校北側 4 0 0 m 付近で、都市計画用途地域の第 1 種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第 3 種農地と判断されます。

5 6 番は、西本成寺二丁目地内の農地 1 筆 9 8 4 m<sup>2</sup>を、売買により取得し、駐車場 4 2 台の用地として利用したいものでございます。

土地の売買価格は 1 m<sup>2</sup>当たり約〇〇〇円であります。

場所につきましては、国道 8 号直江町三丁目交差点南東 4 0 0 m 付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第 3 種農地と判断されます。

5 7 番は、東新保地内の農地 1 筆 8 0 8 m<sup>2</sup>を、売買により取得し、宅地分譲地 4 区画及び道路の用地として利用したいものでございます。

土地の売買価格は 1 m<sup>2</sup>当たり約〇〇〇円であります。

場所につきましては、三条駅北東 2 0 0 m 付近で、都市計画用途地域の第 1 種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第 3 種農地と判断されます。

5 8 番は、上野原地内の農地 2 筆 1, 4 7 2 m<sup>2</sup>を、賃貸借権の設定により、子供園 1 棟及び駐車場 6 台の用地として利用したいものでございます。

場所につきましては、中小企業大学校三条校南西 2 5 0 m 付近で、中山間地域に位置する小集団の生産性の低い農地であることから、農用地区分は第 2 種農地と判断されます。

5 9 番は、平成 3 0 年 1 月総会におきまして、農振農用地区域からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件であります。

上保内地内の農地 1 1 筆 7, 5 2 1 m<sup>2</sup>を、売買により取得し、倉庫 1 棟、緑地、調整池、通路及び駐車場 3 5 台の用地として利用したいものでございます。

土地の売買価格は 1 m<sup>2</sup>当たり約〇〇〇円であります。

場所につきましては、保内駅西側 5 0 0 m 付近で、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第 3 種農地と判断されます。

6 0 番は、東鱒田地内の農地 2 筆 2 2 7 m<sup>2</sup>を、売買により取得し、西側既存宅地 1 1 2 . 3 9 m<sup>2</sup>と一体利用し、建売住宅 1 棟及びカーポート 1 棟の用地として利用したいものでございます。

土地の売買価格は 1 m<sup>2</sup>当たり約〇〇〇円であります。

場所につきましては、本成寺中学校南側350m付近で、500m以内に2つの教育施設があり、かつ、申請地北側市道に水道・ガス管が埋設させていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

6ページをお願いいたします。

61番は、西鱈田地内の農地2筆2,45㎡を、売買により取得し、西側既存宅地等456,61㎡と一体利用し、駐車場24台の用地として利用したいものでございます。

土地の売買価格は1㎡当たり約〇〇〇円であります。

場所につきましては、鱈田保育所北側300m付近で、住宅、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

62番は、茅原地内の農地1筆350㎡を、売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。

土地の売買価格は1㎡当たり約〇〇〇円であります。

場所につきましては、大面小学校北側750m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは本件についても、質疑の前に、調査部会の調査結果を報告願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数9件、面積1万4,858.45㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準をみたしており、全件許可相当といたしました。

なお、59番を除き新潟県農業会議への諮問につきましては、不要と判断いたしました。以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。ご発言のある方は、ご発言を願います。

議長（野崎会長）

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。

議第3号につきましては、ただ今調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認め、59番を除く案件、合計8件については許可することとし、59番の案件については、新潟県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長(野崎会長)

第3調査部会長は自席へお戻りください。

議長(野崎会長)

続きまして、議第4号『三条市環境審議会委員の推薦について』を議題といたします。事務局、説明願います。

事務局(清水事務局長)

それでは、議第4号『三条市環境審議会委員の推薦について』ご説明をいたします。7ページの「議第4号参考」をご覧ください。

当審議会につきましては、三条市における環境の保全及び創造に関する施策を計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保するために設置されたものであり、地域環境総合計画の策定及び変更に関する審議やその他市長も諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する重要事項を審議する組織でございます。

現在、10番原田勝委員に審議会議員になっていただいておりますが、任期が8月9日に満了したことから、新たに委員1名の推薦依頼がまわっているところでございます。

任期は2年でございます。

以上でございます。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

三条市環境審議会委員1名については、いかが取り計らったらよいか、休憩をして自由な意見交換をお願いいたします。

(午前9時46分から午前9時47分まで休憩)

議長(野崎会長)

会議を再開いたします。

今ほど休憩の中で、留任という声があったので、休憩中の意見交換に基づき、原



田勝委員が留任することで意義ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(野崎会長)

異議ないものと認め、10番原田勝委員を推薦しますのでよろしくお願いいたします。

議長(野崎会長)

続きまして、議第5号『三条市特別職報酬等審議会委員の推薦について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(清水事務局長)

それでは、議第5号『三条市特別職報酬等審議会委員の推薦について』ご説明をいたします。

8ページの「議第5号参考」をご覧くださいと思います。

三条市特別職報酬等審議会につきましては、市長の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額並びに政務活動費の額を審議する組織でございます。

現在、1番野崎文夫委員に審議会委員になっていただいておりますが、任期が11月30日に満了することから、新たに、委員1名の推薦依頼がまわっているところでございます。

任期は2年でございます。

以上でございます。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

三条市特別職報酬等審議会委員1名については、いかが取り計らったらよいか、休憩をして自由な意見交換をお願いいたします。

しばらくの間休憩いたします。

(午前9時50分から午前9時51分まで休憩)

議長(野崎会長)

それでは、会議を再開いたします。

休憩中の意見交換に基づき、1番、野崎文夫が留任することでご意義ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（野崎会長）

それでは、ご異議ないものと認め、1番野崎文夫を推薦いたします。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただ今、議事の中で報告いただいておりますので、省略いたします。

それでは、報第2号から報第4号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局（清水事務局長）

（別添報告書より説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

議長（野崎会長）

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第2調査部会長4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

来月は、第2調査部会の当番でございます。

9月25日午前9時より厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。

関係委員は出席をお願いします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

議長（野崎会長）

なお、来月の総会は30日午前9時30分開会を予定しております。

30日は総会終了後、県農業会議の谷川業務推進部長を講師に、「農地所有適格法人について」の研修会を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

それでは、長時間にわたってご審議をいただきましてありがとうございました。  
以上をもちまして、定例総会を閉会いたします。

午前10時 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

---

議事録署名委員（8番）

---

議事録署名委員（12番）

---